

2025年05月31日

控訴人 八木橋 健太郎

東京高等裁判所民事部 御中

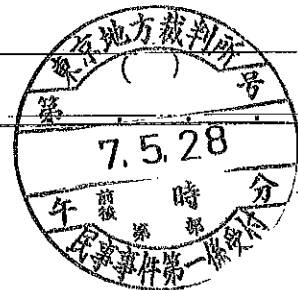
控訴状

当事者の表示

675-0061 兵庫県加古川市加古川町大野1530  
加古川刑務所収容中  
控訴人 八木橋 健太郎

100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号  
被控訴人 国  
上記代表者法務大臣 鈴木 馨 祐

上記当事者間の東京地方裁判所令和4年(ワ)第31814号事件について、2025年5月14日に言い渡された判決は一部不服であるため、控訴を提起する。



第1 原判決の表示

1 被告は、原告に対し、18万円及びうち3万円に対する令和4年3月14日から、うち15万円に対する同年4月3日から、各支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用はこれを25分1、その24を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

2 被控訴人は、控訴人に対し、460万円及び各不法行為のあった日から、それぞれ支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は第1、第2審とも被控訴人の負担とする。

この判決を求める。

第3 控訴の理由

追って控訴理由書を提出する。

以上

附属書類

控訴状副本

01通